

大判プリンターリース 仕様書

1. 件 名

大判プリンター設置業務

2. リース期間

リース開始日から 5 年間

※機器の設置、調整、試運転が完了し、引き渡し完了した日を起算日とする。

3. 設置場所及び数量

(1) 設置場所：久米島町役場 1 階

(2) 導入機器：大判プリンター 1 台

※主装置、電話機、電話回線は既存のものを使用すること。

4. 機器の仕様要件

(1) 基本機能

- ・ A0 プラス対応、6 色顔料インク（レッドインク搭載）
- ・ 紙対応、ダブルロール紙対応、高速印刷、
- ・ ポスター、POP, CAD 向け

5. 業務範囲

(1) 導入・設置作業、既存機器撤去作業

- ・ 機器の搬入、主装置への接続設定、動作確認試験を行うこと。
- ・ 設置に伴う関係機関や担当者との調整を適切に行うこと。
- ・ 上記の事が終了後、既存機器撤去作業を行うこと。

(2) 操作説明

- ・ 機器の引渡し時に、職員を対象とした操作説明（又はマニュアル交付）を実施すること。

(3) 保守・サポート業務

- ・ リース期間中、機器の故障及び不具合等に対する保守サポートを提供すること。
- ・ 障害発生時の連絡体制を確保し、迅速な復旧対応を行うこと。
- ・ ソフトウェアのアップデートやセキュリティパッチの適用など、常に正常な状態で利用できるような必要な措置を講じること。

6. 納品及び検査

- ・ 受注者は、指定された期日までに機器の設置及び調整を完了させ、発注者に引き渡すこと。

- ・発注者は、引き渡し完了後、本仕様書に適合しているかを確認するための検査を実施する。

7. 費用負担

- ・リース料には、機器の本体費用、初期設定費用、5年間の保守サポート費用及び期間中のライセンス費用等、本業務を遂行するために必要な一切の費用を含むものとする。
- ・リース期間中の通常の消耗品交換や、天災・不可抗力を除く故障修理費用は、原則としてリース料（保守費）に含めること。

8. 特記事項

(1) 秘密保持

- ・受注者は、本業務の履行に関して知り得た個人情報及び秘密情報を、第三者に漏洩してはならない。リース期間終了後も同様とする。

(2) 疑義の決定

- ・本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

9. お問い合わせ

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町総務課 行政班（仲道、儀間）

電話：098-985-7121 ファックス：098-985-7080

Eメール：soumu@town.kumejima.lg.jp